

# お元気ですか

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! <http://tokyocity.co.jp>

**経済は循環といいます**

皆さんお元気ですか。新聞などで景気の記事をさすと、たいていは「景気は不透明だ」「景気は厳しい」とかとなる。要するに「景気はわからない」という結論になってしまう。

確かに我々の経済活動は世界経済どころか日本経済の中でも小さな存在です。景気の動向を左右するような規模でもないと思っています。東京シティ税理士事務所の所属税理士は20名。東京シティはこの20名の税理士が直接お客様の仕事を最初から最後までするのが特徴です。

この20名の税理士が毎年直接4万件以上の税金相談をしています。その税金相談のすべてが不動産税務と不動産相続の相談ですから、東京シティ所属税理士の専門性は

古くからの知人で、年配の婦人がいます。年に数回、数人で自宅にお伺いして会食する機会がございます。お手間をかけないルールがあります。飲み物はその婦人に用意していたとき、食べ物は百貨店などからこちらで用意して伺います。その婦人の「美味しい」の言が聞きたくて毎回頭を悩ませます。美食家の婦人ですから、食事の選択に力が入ります。有名料亭の○○、有名シエラの△△、フライ、あるいはイカフライ、「美味しい!」。あるときはアジ

フライ、あるときはイカフライ、美味しい」とかとなる。要するに「景気はわからない」という結論になってしまいます。

確かに我々の経済活動は世界経済どころか日本経済の中でも小さな存在です。景気の動向を左右するような規模でもないと思っています。東京シティ税理士事務所の所属税理士は20名。東京シティはこの20名の税理士が直接お客様の仕事を最初から最後までするのが特徴です。

この20名の税理士が毎年直接4万件以上の税金相談をしています。その税金相談のすべてが不動産税務と不動産相続の相談ですから、東京シティ所属税理士の専門性は



## 夏のご挨拶

暑い夏の日が続いているのですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

いかがお過ごしでしょうか。

### 〈三世代同居改修工事とは?〉

【象工事】①キッチン ②浴室 ③トイレ ④玄関

【象工事の要件】

記①~④のいずれかを「増設」すること

修後、①~④のうちいずれか2つ以上が複数になること

象となる工事費用が50万円超(補助金控除後)

平成28年度税制改正により、個人が、自己所有の家屋に三世代同居改修工事等をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次いづれかの特例を適用できます。

## NEWS 二世代住宅リフォームの特例 (ローン控除・税額控除)



(1)ローン(償還期間5年以上)  
年末残高1,000万円以下の部分に定の割合を乗じた金額を5年間税額控除  
(上限)①250万円(二世代同居改修工事借入金年末残高)  
×2% = 5万円 ②750万円  
(①以外の借入金年末残高) × 1% = 7.5万円  
合計 年12.5万円(1年あたり最大控除額) → 5年分最大控除額 62.5万円

少子化対策、出産・子育ての不安や負担を軽減することが重要な課題であることを踏まえ、世代間の助け合いによる子育てを税制面から支援する目的で創設されました。その他詳細は弊所にご相談ください。

(2)三世代同居改修工事の標準的な費用の相当額の10%相当額を税額控除(ローンがない場合でも可能)

パートナー税理士  
副所長 村岡清樹

### 住まいと暮らしの 税金相談®

新宿  
相談所  
便り

## 空き家の譲渡所得の 3000万円控除の特例



パートナー税理士  
新宿相談所長 石井 力

横浜  
相談所  
便り

## 土地等の平成21年・22年 取得の1000万円特別控除

パートナー税理士  
横浜相談所長 石渡芳徳

平成21年又は平成22年に取得した国内にある土地等の所有期間が5年を超えて譲渡した場合には譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合にはその譲渡所得の金額が控除額になります。

#### 要件

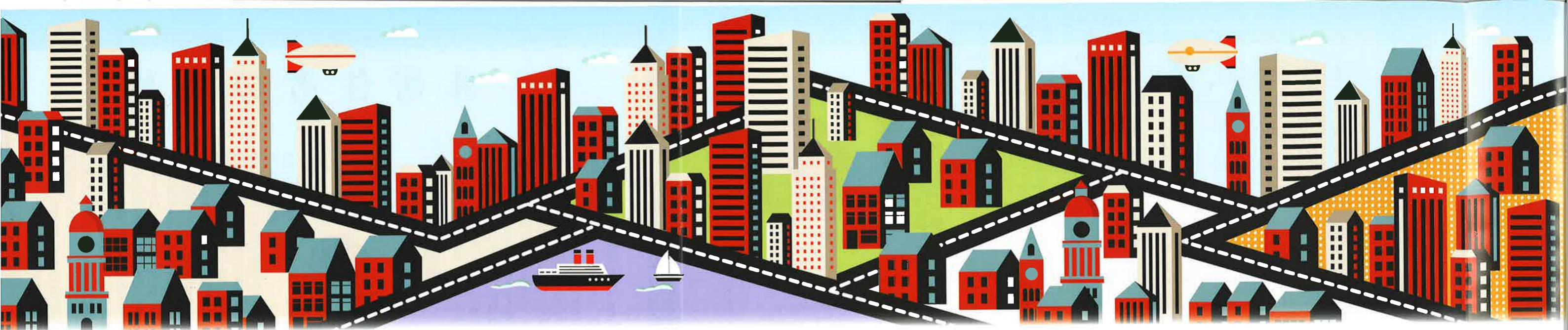
- ①平成21年1月1日から平成22年12月31までに国内の土地等を取得すること
- ②長期譲渡所得(所有期間が5年超の譲渡)
- ③親子や夫婦など特殊関係者(配偶者及び直系

○その他  
居住用の3,000万円特別控除、特定居住用財産の買替等特別等との併用はできません。  
住宅ローン控除との併用は可能です。



被相続人が1人で居住していた家屋(昭和56年5月31日以前に建築された家屋で区分所有建築物を除く)及びその敷地の土地を相続で取得した個人が、相続開始の日から3年後(年末までに一定の譲渡(譲渡対価の額が1億円以下のものに限る)をした場合(建物付きで譲渡する場合には耐震証明を得てること、土地として譲渡する場合には売主側で更地にしてから譲渡すること)には、マイホームの譲渡によるようになります。

ただし、親が1人で居住、売主側で更地にしてから譲渡すること等、諸条件があり、現時点



## 親の資金援助



**親か作つた子名簿の  
預金の扱い**

やりとりは他人  
扱いとなります。  
お財布はしつか  
り分けておきま  
しょうということ  
です。

その金額が110万円を超えると贈与税の対象となります。贈与をしっかりと認識して納税をするのであればそれなりの軌跡をつけておくことです。財産のやりとりの証跡（預金通帳等）の保管、贈与契約書の締結、贈与税の申告・納付をきちんとしておくことが大切です。親子間の

A ginger and white cat is shown from the side, looking intently at a fish tank. The tank contains two goldfish swimming among some aquatic plants. The background is a simple yellow gradient.

**新たな子へ贈与するときの注意点**

家族で、お金や物をあげたり、もらったりすることはよくある事かと思います。生活費や教育費に充てるための現金等で通常必要と認められるものや、年末年始の贈答、お祝い又はお見舞いのための金品で社会通念上相当と認められたものについて贈与税は問題となりません。但し、通常の生活の範囲を超えた金品のやりとりについては家族間といえども財産の贈与となり、贈与税が問題となります。

税方式」と呼ぶこともあります。なお、この110万円の基礎控除額は、贈与を受ける側で判定します。例えば、ある年に父と母から100万円ずつ贈与を受けた場合、その子は合計200万円の贈与を受けたことになりますので基礎控除額を超過した90万円に対しても贈与税がかかります。

## 贈与税課税の原則

## 贈与税課税の原則

## 親からマイホーム資金を 援助する3つの方法

マホーム取得資金

注意ください。

①子が現金を受け取ったという認識をしていない。具体的には「子の年齢が幼少である」「子が贈与税の申告（1年間で110万円）以下は不要をしていない」等。

②預金通帳、カード、印鑑を親が管理している。具

場面としては、親の財産の分割だけを生前にしておきたい場合や、アパートなどの収益物件を贈与する（毎年の賃料収入が子のもとのとなるため、親の相続財産の蓄積を抑えることができる）といった場合に限られます。

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母や祖父母（直系の尊属）から20歳以上の子や孫への贈与であれば生涯の累積で25000万円までは非課税とする制度です。ただし、贈与した尊属が死亡した場合には、この制度を使って贈与した財産は相続財産に加算して相続税の対象となるため、納税のタイミングを先延ばしにするといった効果があると言えます。また、ある尊属からの贈与について精算課税を選択すると毎年1-10万円の基礎控除が使えなくなるなど、デメリットもあります。

⑤他の住宅ローンとの兼ね合いで返済可能な  
年間総返済額は、  
他のローン返済額  
も含め年収の40%  
以内を目安として  
ください。

（お年寄りの方のための  
相続時精算課税制度とは）

形式は問いませんので、借入金額・利息・返済期間等の借入れ条件を記載してください。  
②定の利息はける。  
極端に低い金利や無利息であると、贈与税が課税される可能性があります。年利1%以上の金利が望ましいでしょう。

③契約書に従い毎月確実に返済する。

「振込」で返済して、返済した証拠を預金通帳等で証明できるようにしてください。返済は原則借りた翌月からとし、異常に長い据え置き期間を設けない方がよいでしょう。

④返済期間は返済完済年を親の年齢がおおよそ20歳より2ヶ月。

特例の要件等、組み合わせ方針について、税理士にご相談ください。

(①) 住宅取得等資金贈与の特例

(②) 住宅取得等資金贈与の相続時精算課税の特例

(③) 相続時精算課税の特例 (②)の住宅の要件を満たさない場合)

2. 親が子にマイホーム資金を貸し付ける

3. 親の資金を子のマイホームの名義に入れ、金融機関に代わり親が資金を貸し付ける方法です。ただし、返済期間・金利・返済方法に条件がきます。

3. 親と子の共有とする

親の持分を子は無償で使用し、家賃の支払いも必要ありません。

以上の3つの方法を組み合わせ、資金繰りを計算してマ

イホームを購入し ましよう。

**相続時税精算課税原則**とは、贈与者である親や祖父母の年齢が60歳以上、受贈者である子や孫の年齢が20歳以上というのが適用を受ける為の要件となっています。この年齢の要件をクリアしないと、相続時精算課税を受けることはできません。

③本年中に返済する。  
④親が出した金額分を親の持分として登記する。  
⑤通常の贈与として贈与税を払う。

宅取得等資金贈与の特例は併用できます。  
併用した場合には、最大で3700万円  
 $(2500\text{万}+1200\text{万})$ の非課税枠があります。なお手付金の贈与についてこれらの特例  
を受けようとするときには注意が必要です。  
この二つの特例は、贈与の翌年3月15日までに  
引渡を受けること」が必要となるため、物件の  
引渡し時期によっては手付金の贈与は特例  
が使えない場合があります。  
このような場合には次の選択肢が考えられます。  
②親が出した資金を長期借入金とする。(家  
際に返済する)  
①「相続時精算課税制度」を適用する。(親  
年齢に注意)

住宅購入の際にはぜひ活用ください。  
なお、この特例は贈与の時期や贈与税の由  
告書の提出など注  
意しなければなら  
ない点が多くありますので、適用に  
あたっては必ず税  
理士に相談くだ  
さい。

税理士 東戸 健五

## 住宅取得等資金贈与の特例とは

しかし受贈者である子や孫が、この金を購入する為に親や祖父母から資金の贈与を受ける場合については、贈与者の年齢に関係なく相続時精算課税（特例）を受けることができます。ただし、原則の相続時精算課税とは異なり、特例については取得するマイホームに定の要件があります。また、引渡し居住の時期などにも要件があるので注意が必要です。

適用要件をきちんと満たさないと相続時精算課税（特例）を受けることができませんので、贈与の際にはあらかじめ税理士にご相談ください。

